

フランス植民地期ベトナムにおける華僑政策

— コーチシナを中心に —

French Colonial Policies toward The Chinese in Vietnam

高田洋子

はじめに

フランス直轄植民地時代のコーチシナ（ベトナム南部）では、メコン・デルタの米のモノカルチュア、東部のゴム農園開発など海外市場向け商品作物栽培の展開が顕著に見られたが、とりわけ米の生産と輸出は、主たる産業として一大発展を遂げた⁽¹⁾。その流通・加工（精米）部門を担い、フランスのベトナム植民地経営に不可欠な役割を果たしたのは、中国南部地方からの移民＝華僑である。

フランス植民地化以前、19世紀初頭におけるメコン・デルタの大部分は、ベトナム人にとって広大なフロンティアだった。そこにはベトナム王朝の支配権力が十分浸透しない空間——デルタの微高地に集住するクメール人の村落、ベトナム人の進出を避けて奥地に入植したチャム人の村の他、中国人商人、マレー人、インド人が行き来する多民族世界が広がっていた。やがてその地域は、フランス植民地政府の支配原理が導入され、植民地的統合が果たされるのである。

では、ベトナム南部の植民地的再編過程において、フランスは中国人移民をどのように受け入れ、位置づけたのであろうか？ 当時、同様に華僑の存在が大きいものになりつつあった他の東南アジア諸地域と比較すると、フランスの華僑政策にはどのような特徴があるのだろうか？ 本稿の目的は、フランス植民地政府のベトナム——とりわけコーチシナにおける華僑政策を明らかにし、その特質を考察することにある。

東南アジアで活躍した華僑に対する植民地統治者の態度は様々であり、それぞれの社会に与えた影響も異なった。周知の通り、英領マラヤにおけるイギリス植

民地政府が、華僑の錫鉱業部門での権益およびゴム農園生産への参入を認めた結果、マレー半島には東南アジア最大規模の華僑社会の形成がもたらされ、経済的、政治的に中国系住民が現代のマラヤ社会に持つ潜在力をきわめて大きいものとしたのである。

これに対してフィリピン諸島では、仲介商業に基盤をおく華僑に、スペインおよびアメリカの植民地政府は、ともに移民の流入を厳しく抑制した。そのため華僑の人口規模は他地域と比較して極めて小さかった。しかしそのかわり、中国人移民のキリスト教への改宗と土着の土地貴族との通婚が奨励されて、やがて新しい社会階級の形成をみた。歴史のコンテクストは異なるが、ここでも植民地政府の華僑政策は、フィリピン史において重要な意義をもったといえるであろう。⁽²⁾

また、オランダの植民地権力が、従来の政策を転換して、華僑の利潤追及を原住民の福祉のために阻止する立場に立った20世紀初頭、ムスリム・バタック商人は、サレカット・イスラム同盟を結成した。植民地政府が華僑に与えた特権に対する反発から生まれたこの運動は、インドネシア・ナショナリズム運動の重要な潮流となった。⁽³⁾

欧米の植民地にはならなかったが、タイでも華僑は米をめぐる一大流通圏の支配者となった。アユタヤ期（17世紀）以降のシャム王の独占貿易における華僑の重要な関わり、華僑系出身者の官界への進出、18世紀末から19世紀初頭にかけての大量の移民の受け入れなどによって、タイ社会への同化はきわめて広範囲に及んだ。20世紀初頭に見られた反華僑・ナショナリズム運動を指導した中心的担い手は、ルクチーン（華僑系混血＝僑生）であったとさえ言われる。⁽⁴⁾

ベトナムにおけるフランスの華僑統治の原則は、結論を先に述べるなら、人種的隔離、民族的差別および経済的利用に尽きる様に思われる。その結果、中国人移民の流入は他の東南アジア諸地域と比べても少なく、かつ現地社会への同化は阻まれた。経済的には厳しく諸税を徴収され、経済活動は米を中心とした流通・商業部門に制限されて、フランス資本と競合する生産部門への参入は禁止されたのである。

ベトナムの華僑といえ、1975年のサイゴン解放および中越紛争を契機としたボートピープルの顕在化(ベトナムの中国系住民問題)が記憶に新しい。南北統一後の社会主義体制下における経済不振の、社会構造的・歴史的背景としても、植民地時代の華僑社会を規定した統治政策は注目されるべきだろう。

仏領期ベトナムの華僑社会に関する研究は内外でも極めて少ない。本稿は、東南アジアの華僑概説の古典とも言うべき V.Purcell による *The Chinese in Southeast Asia*、アメリカの2つのPh.D論文を参照したほか、同時代の仏語官報資料、日本の満鉄調査部が発表した資料および研究⁽⁵⁾に基づいている。

本論の構成は次のとおりである、まずIでは、仏領期のベトナムの華僑社会の形成を概観するために、出入国者数の規模と推移、地理的分布を明らかにする。次にIIで、フランス植民地政府の華僑統治を、阮朝時代から継承した「幫」制度を中心に分析する。IIIでは、華僑経済の発展と危機、および植民地政府の抑圧的政策について検討する。最後にIからIIIをまとめ、全体的考察を試みたい。

【註1】

- (1) 拙稿「植民地コーチシナの国有地払下げと水田開発——19世紀末までの土地政策を中心に——」『国際関係学研究』津田塾大学、No.10: 79~94ページ、1984年、また「20世紀初頭のメコン・デルタにおける国有地払下げと水田開発」『東南アジア研究』京都大学東南アジア研究センター、第22巻3号、241~259ページを参照されたい。
- (2) Harold Crouch, *Economic Change, Social Structure and the Political System in Southeast Asia: Philippine Development Compared with the Other ASEAN Countries*, Singapore, 1985を参照。
- (3) 永積昭氏は、1911年の辛外革命の時期を中心にしたインドネシア華僑の民族主義への目覚めを、オランダ東インド政庁とジャワの民族主義運動両者との関連で考察した論文のなかで、華僑の現地社会との同化の観点からすれば、インドネシアは「両者の融合が最も自然に進んだと思われるタイ」の「まさにその反対の極に位置するかに見える。」と述べている(「中華民国成立期における在インドネシア華僑の動向」河部利夫編『東南アジア華僑社会論』アジア経済研究所、1977年所収)。
- (4) 差し当たっては G. William Skinner, *Chinese Society in Thailand; An Analytical History*, N. Y., 1957 (山本一訳『東南アジアの華僑社会、タイにお

ける進出、適応の歴史』東洋書店、1988年2刷)を参照。

- (5) 本稿のテーマに関連した最近の研究としては、李国卿『華僑資本の生成と発展』第2章(文真堂、1980年)にインドシナ3国の華僑に関する言及がある。仏領期から戦後のベトナム共産主義者の華僑認識について、古田元夫「ベトナム共産主義者の対華僑政策——1920年代～1955年を中心に」『東大教養学科紀要』17、1985年がある。アメリカの2つのPh.D論文とは、Ky Luong Nhi. *The Chinese in Vietnam: A Study of Vietnamese-Chinese Relations with Special Attention to the Period 1862-1961*, (unpublished dissertation, University of Michigan, 1963) および Clifton Gilbert Barton, *Credit and Commercial Control; Strategies and Methods of Chinese Businessmen in South Vietnam*, (unpublished dissertation, Cornell University, 1977) .

I. 中国人移民の規模と地域分布

(1) 出入国者数の推移

ベトナムにおける植民地時代の労働力移動には、大きく2つの流れがあった。ひとつはトンキン(ベトナム北部)、アナン(ベトナム中部)の北部から3年間の契約をむすんでコーチシナ、カンボジア、アナン南部のゴム農園にやってくるベトナム人の流れ、今一つが主としてコーチシナやカンボジアへの中国人自由移民のそれである。前者は労働監察局の監督・保護下にあり、後者は警察と移民局の監視下におかれていた。

まず中国人移民の出入国者数の推移を検討し、仏領期ベトナムにおける華僑社会の形成を概観することにしたい。ただし、植民地期の移出入数に関する時系列の資料は、入手が困難である。ここでは、植民地政府が本国植民地省におくったインドシナの経済事情に関する報告書のなかから、アジアの外国人(殆どが中国人)の登録税(入国の際に徴収される)総額の毎年の変化を一覧する資料(1870-1928年)⁽²⁾と、Ky Luong Nhi が移民増加の諸段階を論じた箇所を参照しつつ、その傾向を明らかにしたい。分析の時期区分は日本軍進駐前の1930年代までとする。

① まず、植民地化から移民法の成立を見た1906年頃までを第一期とする。手元の資料によれば、コーチシナの華僑人口は、1879年には44,000であったが、1889年には56,500、1906年には115,000に増大した。1870年代にコレラの発生で移民が減少したり、華南地方の飢饉で移民が一年間で18,380人に激増した年もあったが、この第一期には移民数は順調な増加傾向を示した。特に世紀転換期に、中国人の流入はかなり増大した。1899年間にコーチシナに到着した中国人は20,216人にのぼり、そのうち19才から55才の男子は15,414人(76%)であった。この年の出国者は14,787人で、同じくこのうち成年男子は11,889人(80%)であった。⁽⁴⁾当時、東南アジアの各地で、中国人移民の流れは量的に一つのピークに達していた。ちなみに1902年のシンガポールにおける中国人の流入数は、207,156、1903年には220,331にのぼったと言⁽⁵⁾う。

② 第2期は、コーチシナで移民法が成立した1906年から第一次世界大戦まで。後述する移民法の影響で、入国者数はあまり増えていない。

③ 第一次世界大戦後、とりわけ1920年代の好況で入国者が急増する第三期(第1図を参照)。1928、29年の年平均入国者数は、77,500に達した。この結果20年代にベトナムの華僑人口は、1921年の195,000から1931年には267,000へ、また、コーチシナの華僑人口も156,300から205,000へ急増した(第1表参照)。

この頃の新移民は、第2表から判断して家族移民が多かったと思われる。青年男子移民は比率で全体の4割程度しか占めない。⁽⁶⁾

第1表 ベトナムの中国人人口(1921, 1931年)

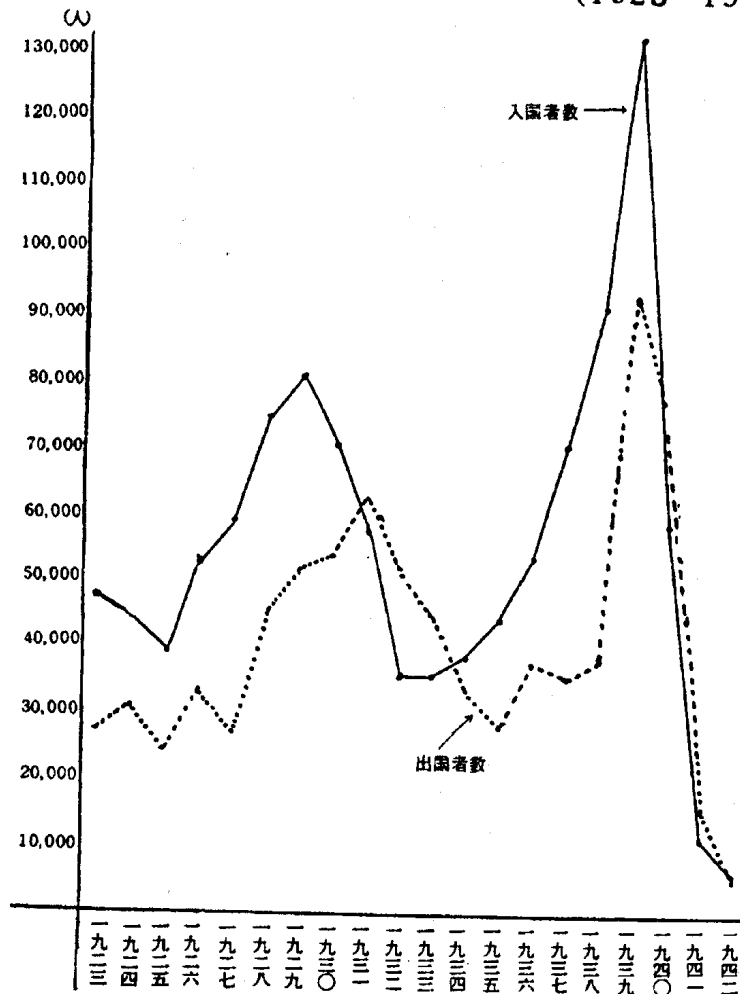
地 方	1 9 2 1	1 9 3 1	増加数
コーチシナ	156,000 (80%)	205,000 (77%)	49,000
トンキン	32,000 (16%)	52,000 (19%)	20,000
アンナン	7,000 (4%)	10,000 (4%)	3,000
計	195,000 (100%)	267,000 (100%)	72,000

※ Ky Luong Nhi, *op. cit.*, p.42.

原資料は *Annuaire Statistique de L'Indochine*,
Vol. II, p.63 ; Vol. III, p.53.

第1図 ベトナムにおける中国人出入国者数の推移

(1923-1942年)



※ Ky Luong Nhi, *op. cit.*, P.55から作成
 原資料は *Annuaire Statistique de l'Indochine*,
 Vol. II p.67 ; Vol. V, p.54.

第2表 コーチシナの中国人入国者数 (1926-28年)

	男	女	子供	計
1926年	14,123 (40%)	10,463 (30%)	10,214 (29%)	34,800
1927年	15,815 (38%)	12,583 (30%)	13,149 (32%)	41,547
1928年	18,703 (37%)	15,174 (30%)	16,930 (33%)	50,807

※ Inspection Générale du Travail de
 L'Indochine, Rapport : *Sur L'Emigration et
 L'Immigration ouvrière en Indochine et
 L'Immigration Chinoise*, 1929. (AN, SOM,
 «Affaires économiques» Main d'oeuvre Indochine,
 Carton 26)

④ 第四期は1930年から1933年頃迄。29年の信用危機によって華僑の倒産者・失業者が続出し、税金の滞納を理由に国外追放される者が増えた。さらに世界恐慌の影響で入国者の減少が1930年に始まったが、入国者数と出国者数の減少には2年間のタイム・ラグがある。出国者数が入国者数を上回った1931年から1933年までの間に、約16万人がベトナムを去った。

⑤ 1934年から不況は回復しはじめ、入国者数も増大した。華僑人口は、1937年には217,000であった⁽⁷⁾が、日中戦争の勃発によって、中国人避難民がぞくぞくとベトナムに入国した。この第五期の移民先はとりわけベトナム北部に集中した。短期間に華僑人口が急増し、都市の物価は急上昇した。北部ではベトナム人との紛争、暴動事件が頻発した⁽⁸⁾。1939年の入国者数は13万人に達した。両大戦間期の女性移民の急増は、華僑社会内部における出身地グループ毎の団結を強め、中国文化の保持の動きをもたらした⁽⁹⁾。

その後の日本軍進駐期には、入国・出国者数とも動きはほぼストップする。さらに第二次世界大戦後は、8月革命の進展によって華僑が北部・中部から南部へ国内移動し、またインドシナ戦争の勃発にともない不法入国者が著しく増えた。1950年代半ばにおける南部の華僑人口は50～60万に達したと言われる。

(2) ベトナム華僑の居住分布

はじめに、ベトナム華僑人口を他の東南アジア諸地域と比較しておこう。1934年に南京僑務委員会が発表した南洋の華僑総人口は約600万人であった。そのうち英領マラヤは171万人(29%)、蘭領印度は123万人(21%)、タイは250万人(42%)であった。これらと比べると、仏領印度支那(ベトナムのほかカンボジア、ラオスも含む)の38万人(6%)、米領フィリピン11万人(2%)は数量的には非常に少ない⁽¹⁰⁾。

ベトナム華僑の地理的分布では、フランス植民地期を通して全体の大部分がコーチシナに居住した。1921年にベトナム華僑の80%を占める156,000人は、商業化の進んだコーチシナに住んだ。同時期にトンキンでは32,000人(16%)アンナン

は7000人（4％）であった（第1表参照）。各地方の総人口に占める華僑の比率は、コーチシナで3.7％、トンキン0.4％、アンナン0.2％であった（1937年⁴⁰）。

第3表 コーチシナ各省の民族別人口構成（1894年）

単位：100人

省名	民族 ベトナム人	クメール人	中国人	その他 アジア人	ヨーロッパ人	省別計
(西部)						
Longxuyen	911	19	15	—	(32)	945
Baclieu	305	60	34	—	(32)	400
Rachgia	176	236	10	—	(12)	422
Soctrang	330	400	49	—	(33)	777
Cantho	1118	214	31	—	(22)	1363
Hatien	66	20	19	—	(16)	105
Chaudoc	679	172	12	50 ^①	(45)	913
(中部)						
Travinh	670	544	42	—	(30)	1256
Bentre	1613	—	14	—	(28)	1627
Vinhlong	1225	6	18	—	(36)	1250
Sadec	1347	—	16	—	(39)	1363
Tanan	642	2	6	—	(15)	649
Mytho	2241	—	18	—	(89)	2260
Gocong	677	—	5	—	(16)	683
Cholon } Giadinh }	3262	—	270	10	(2202)	3564
東部4省	2261	57	29	429 ^②	(145)	2775
民族別計	17522	1726	588	489	(2706)	20353

原史料：AGI, 1894, p.347.

*数値はすべて原数値の10位を四捨五入している（したがって、各項目の合計は、この表の集計欄の数値とは必ずしも一致しない）。

注) ① チャム人が多く含まれる。

② チャム人、モイ人が多く含まれる。

③ () 内の数値は単位：100人でなく原数値。

次にコーチシナの民族別人口構成を見てみよう。第3表によれば、1894年のコーチシナ全人口約203万のうち、ベトナム人は175万（86%）、クメール人は17万（8%）中国人は5.8万（3%）を占めた。とりわけコーチシナ西部のメコン・デルタ、バサック川下流のソクチャン、ラクジャ両省ではクメール人が未だ多数派を占めていたことに留意されたい。また同じく西部のハティエン、ソクチャン、バクリュー諸省の各省に占める中国人の比率は18%、6.3%、8.3%と、コーチシナの平均3%をかなり越えている。1922年のインドシナ年鑑をみても、西部の米作地帯を占めるソクチャン、カントー、バクリュー、ラクジャの諸省（いずれもバサック川右岸）にクメール人と中国人が多い。同時にそこでは中国人とベトナム婦人との間に生れたミンフォン Minh Huong（僑生）人口もかなり多い。例えば、1920年代に新田開発が著しく進むバクリュー省は、ベトナム人74%、クメール人15%、ミンフォン6.5%、中国人4%という構成の多民族社会であった。⁽¹²⁾

20世紀初頭のソクチャン省のモノグラフを記したフランス人は、この省があたかも中国の植民地のようなだとなげいている。10,000人に近い中国人は、さらにミンフォン人口を増大させ、経済的にも文化的にもかなりの影響力を及ぼしていた⁽¹³⁾。ベトナム人に先住地を追われ新開地でも離散の傾向にあったクメール婦人と中国人との混血児は、むしろクメールの慣習を強く保持したという。⁽¹⁴⁾

しかし何と云っても、華南からの移民の多くが、とりわけサイゴン、チョロンの都市に集住したことは明らかである。第4表 都市の中国人人口比(1931年)

る。しかも19世紀末よりも両大戦間期に、その傾向がより強まった。サイゴンとチョロンの町に住む中国人は、19世紀にはコーチシナ全華僑数の4割程度であったが、1931年には6割をこえた。1931年、チョロンの町の住民の5割、サイゴンの約3割は華僑であった（第4表）。

単位：1000人

都 市	中国人の数	都市人口に占める中国人の比率
チョロン	6 6	4 8.9 %
サイゴン	3 4	2 7.9 %
ハイフォン	1 9	1 5.3 %
ハノイ	5	3.9 %
ナムディン	1.5	—
トゥーレーヌ	0.6	2.2 %

* Victor Purcell, *op. cit.*, pp. 176-177.

1910年のインドシナ年鑑によれば、チョロンは当時ベトナム最大の物流センターとして有名であった。サイゴンから支那水路で5キロ、または鉄道で20分の地点にあり、沢山の中国人の経営する商店や劇場は夜もランタンの灯が輝き、賑わった。蒸気動力の大精米工場が川岸の埠頭に位置し、コーチシナの各地で生産された粳を運ぶサンパンが積み荷を陸揚げしたり、工場で加工された輸出用の米をサイゴンに移送する船でチョロンの水路はいっぱいだった。植民地政庁の所在地として整備されつつあったサイゴンは人口55,000に過ぎない街だった(1905年)が、1910年のチョロンは人口規模20万を擁す商工業の活気ある街、学校、教会、寺院、市場が密集するコーチシナ経済社会の中心だった⁽¹⁵⁾のである。

【註2】

- (1) 拙稿「フランス植民地インドシナのゴム農園における労働問題——1920年代末のある契約労働者の体験を中心に——」『総合研究』津田塾大学国際関係研究所、第2号、1988年、60ページを参照。
- (2) Inspection général du Travail de l'Indochine, "Rapport sur l'emigration et l'immigration chinoise," 1929/30 (Archives Nationales. Section d'Outre - Mer, «Affaire économiques», Maind'oeuvre, Indochine, Carton 26)
- (3) *Ibid.* 巻末付表。
- (4) Gouverneur de l'Indochine, "L'Immigration chinoise en Cochinchine," *Bulletin Economique de l'Indo-chine*, (以下 *BEI*と略), No.26, 1900, p.443.
- (5) Gouverneur de l'Indochine, "L'Immigration chinoise dans les Straits Settlements et etats voisins," *BEI*, No. 29, 1904, p.574, — "L'Immigration chinoise à Singapour," *BEI*, No.34, 1904, p. 1132.
- (6) Purcellは、1921年におけるインドシナ(アンナンを除く)の中国人285,710人のうち、男子と女子の比率は65%対35%であったが、移民が多かった1929年には、女子の比率が33%の最低となり、また移民が少なかった年は女子のこの比率は60%を越えることから、中国人移民の大多数の目的が、インドシナでの永住でなく一儲けして祖国に戻るつもりなのだ⁽¹⁶⁾と判断している(Purcell, *op. cit.*, p.179)。筆者は、20年代以降の移民の急増は家族移民の増加によるところが大きく、少なくとも青年男子の半数は家族を伴っていると思われることから、ある程度は定住化を目的とした移民と見るべきではないかと思う。
- (7) Purcell, *op. cit.*, p.173.
- (8) 日中戦争の勃発以来、ベトナムには短期間のうち毎月1万人以上が上陸して、社会

問題をひきおこした。ハノイ、サイゴン、ハイフォンなどの都市では、ホテルやレストラン、カフェー、バー、フランス人宅で働いていたベトナム人が、次々と職を奪われ、都市の生活費の高騰、家賃の値上がりが激しかったという。ベトナム人と中国人の緊張は、正に一触即発の状態だった。ハノイ近郊の Yen Phu、Khan Thien、ホンゲイの Hatou などでは、些細なことから暴動が多発した。ベトナム人の新聞は、中国人の入国禁止、或は状況の改善をもとめて論じ立てた (*L'Echo annamite*, 4/28, 5/8, 5/12 より引用の『南支南洋』1939年8月号、pp.130-1)。

- (9) Ky Luong Nhi, *op. cit.*, pp.59,139.
- (10) 満州鉄道東亜経済調査局『タイ国における華僑(南方資料叢書4)』青史社、1986年(1939年の復刻版) [以下、満鉄『タイ国における〜』と略]、p.22.
- (11) Purcell, *op. cit.*, p.173.
- (12) Le Gouverneur général de l'Indochine, *Annuaire général de l'Indochine* (AGIと略), 1922, (Partie Administrative) によるコーチシナ各省の民族構成から算出。
- (13) La Société des Etudes Indo-Chinoises, *Geographie Physique, Economique et Historique de la Cochinchine, Monographie de la Province de Soc-Trang*. Saigon, 1904, pp.77-8.
- (14) *Ibid.*, p.75.
- (15) AGI, 1910, pp.582-3.

II 「幫 (Bangs)」の再編

(1) 幫制度の継承

次は、1920年代末にインドシナ移民局が本国の植民地省に送ったレポートからの引用である。植民地政府の華僑統治の基本的態度とその概要を窺い知ることができる。

・・・インドシナでは英領マラヤに設置されているような移民のための保護機関は必要ない。なぜなら・・・当地ではフランス人の経済開発に殆ど中国人は関係がないからだ(トンキン高地の農園やホンゲイ炭坑では様子が異なるが)・・・インドシナに入国した中国人は、この地方で既に足場を築づいた同郷者の商店や工場に雇われたり、小商いに従事する。・・・中国人は集団を形成し、各地で形式の定まった幫 (Bangs) に属する。幫は、同郷

の出身者からなる社会的団体、Communauté である。幫は幫長の責任、監視のもとに置かれ、また幫長は、植民地政府と幫構成員の仲介役を努め、政府の定めた法を遵守し、収税の義務がある。⁽¹⁾

植民地政府は、当初はベトナム支配の媒体として彼らの諸活動を容認し、阮朝時代から存在した「幫制度」を利用して、これをフランス植民地行政機構に Congrégation として再編したのである。

① 阮朝期の華僑政策

では、阮朝時代の華僑政策、伝統的幫制度の内容を明らかにしよう。ベトナムへの中国人の集団的移住の歴史は古くにさかのぼる。黎朝後期南北対立の時代、南の広南国 — 交趾支那国が、17世紀末以来華僑を優遇して真臘国の版図であったベトナム南部の領土化を進めたこと、国土開発と対外貿易に華僑を大いに利用したことは藤原利一郎氏の研究に見ることができる。華僑は、その頃から既に出身地別にグループを作り郷幫を形成していたようである。⁽²⁾ ただしその実態は不明な点が多い。

19世紀の前半にはいって、ジャディン（サイゴン周辺）には中国人移民が毎年急増した。米とアヘンの密貿易が盛んになったからである。奸商（華僑）と現地の取締り官との結託が明らかになるにつれて、阮朝は華僑の統制を確立する必要に迫られた。その結果華僑は30人以上をまとめて強制的に同一地方語の幫に組織され、幫長を幫の有力者のなかから2年毎に選出させてベトナム人省長にこれを任命させた。幫長の権限は、ベトナム村落のサチュオン（社長）と同じで、集団の統制、地方役人との交渉、収税にあたり、移民の幫への入籍および離脱を記録する等の責任を負った。華僑は兵役と夫役は免除されたが、人頭税が徴収され、その税率は資財のある者は全額、登録後3年間は半額に統一された。⁽³⁾

明郷（ミンフォン）は、18才を過ぎると強制的に父親の幫籍から離脱させ、行政上の擬制としての共同体、明郷社に編入させた（1842年法令）。ミンフォンの国外移住は禁じられ、また科挙（官吏登用試験）の受験が認められた。⁽⁴⁾ つまり中

国人とベトナム人との混血ミンフオンに対して、ベトナム社会への同化が奨励された。

② 19世紀末におけるフランスによる華僑の出入国管理強化

フランスのベトナム介入当初、ベトナムの華僑は、征服者と被征服者の仲介者として占領軍に物資を供給し、住民との様々な交渉の媒介役を果たした。その労務の代償として彼らにはアヘンや酒、塩の間接税請負いの権利さえ与えられた。⁽⁵⁾

またフランスは、コーチシナ東部3省を占領すると、阮朝が禁じていたサイゴン開港を宣言した。その結果、すでにコーチシナの商業・流通網を築き上げていた華僑は、国内の集散地から海外市場（とりわけ香港、シンガポール）をつなぎ、⁽⁶⁾ 粳米を独自の通商ルートで自由に輸出できるようになった。米の輸出量は毎年増加し、華僑の町チョロンは大いに発展した。幫は新参者に食料と家を提供して、仕事が見つかるまでの間、金銭上の支援から助言、紛争解決、病気の世話など、⁽⁷⁾ いろいろと面倒を見た。増大する中国人の移民に対して、フランス植民地当局は自由主義の原則で彼らを受け入れた。

しかし、1874年に第2次フエ条約が締結されてコーチシナのフランスへの割譲が公式に認められると植民地政府は早速サイゴンに移民局を設置して、華僑の統制に乗り出した。アジア系の移民事務は、出身地により華南の広州・潮州・海南・客家・福建、回教徒の6部に分けて管理された。⁽⁸⁾ この時から、華僑にとって、フランス植民地政府の許可した幫に加入、登録することがコーチシナ在住の必須条件になった。サイゴンに到着した華僑は船内で移民局検査官の検閲を受け、健康診断を受けること、幫長の立ち会いの下で30日間の通行許可証を与えること、その後、1年間有効の滞在許可証を付与することなどが明文化された。全ての手続きを完了し、登録税を支払って初めて正式に入国が認められた。幫が入籍を認めない場合は、帰国が強制された。出国の場合も許可証の申請をし、一時帰国の希望者には1カ年の旅券が必要になった。

国内での華僑の所在を把握するための措置は綿密に講じられ、移民監視員の任

務、警察の協力関係も明記された。19世紀末には植民地政府の監視がより厳重になった結果、例えば華僑の身体検査・写真撮影など諸令の実施をめぐり、華僑団体と植民地当局との摩擦も生じることとなった。⁽⁹⁾

(2) 「幫 Congrégation」制度の確立

① 1906年総督令（コーチシナ）

前節で述べたように、フランス植民地政府は占領当初は流入する華僑に対して自由主義的立場からこれを容認し、幫への不干涉政策をとっていたが、1870年代以降には阮朝時代の「幫制度」を継承した監視体制へ転換した。そして、20世紀初頭にはまずコーチシナを手始めに、華僑統治に関する詳細が定められ（1906年総督令）、「幫制度」は法的確立をみた。トンキンでは1913年に、アンナンでは1928年の総督令で、同様の原則に基づく政策が整った。そして、1935年には全地域で一元化されたのである。

この法令で筆者がとりわけ注目する点は、植民地当局の管理下で、幫の自治が強制されたことである。東南アジア各地の華僑社会に一般に見られた幫は、多かれ少なかれ、華僑集団の自発的な相互扶助のための組織である印象が強い。フランス植民地政府は、その組織を画一化し、行政の末端単位に機構化した。⁽¹⁰⁾

E. Outreyによる法令集で幫に関する諸規定を確認しておこう。⁽¹¹⁾まず第一に、フランス人雇用主に雇用されていないアジア人移民は、都市および各省毎に設置された、出身地、言語または宗教別の団体＝Cogrégationに、加入しなければならない。その種類は、華僑については広東、福建、潮州、客家、海南の5幫、インド人については、イスラム教徒の集団、仏教徒の集団、その他は各人種ごとに設けられた。幫員数が多いときは分幫もつくられるが、100人以下の幫員しかいない幫は別の幫と合体され、また幫員数がきわめて少ない省は、全幫を単一の幫に統合される。幫員の登録名簿は、サイゴン、チョロンの華僑については移民局が、また各地に定住する移民のそれは省長が管理した。

植民地政府は各幫の代表者である幫長を通して、華僑統治を実施した。幫長は植民地に2年以上居住し、営業税及び地租の納付者達の中から選出される。任期は2年で再選に制限はなく、総督により任命される。幫長の義務、権限は詳細にわたって統制されている。幫長は、副幫長の助けを得て、中国語もしくはフランス語で記入した幫の全構成員の名簿を3カ月ごとに移民局長へ提出し、幫員数に応じて課せられた税金を、当局に収納する義務がある。幫長は、徴税担当者として、幫が納付する人頭税額の0.5%を手数料として支給され、人頭税は免除され、身分証明書が無償で貰うことができた。彼は幫員が官庁の通達を受領するための仲介者である。一方、入国した移民の幫への受け入れを拒否したり、責任を持ってない幫員を国外追放する権限が与えられ、幫員に関する警察事務も行なった。

幫員が秘密結社に関わることが発覚した場合は、植民地から追放される。犯罪を繰り返せば2年間プーロ・コンドール島へ送られ、刑期が済むと同時に追放される。

幫は法人格をあたえられて不動産（集会所、病院、学校、墓地・・・）の所有を認められ、自治運営費を幫員から徴収することができた。その率は植民地政府が一律に定めた。

移民の出入国手続きについては従来とほぼ同じで、各種の罰則規定および登録税・諸証書類（通行証、身分証明証、滞在許可証、出国許可証、旅券など）にかかる手数料が事細かに明記された。

移民者が滞在許可証もしくは身分証明証を所持していれば、コーチシナ全域での自由な通行は許可されたが、住居が変更した場合は幫長に伴われて移転後30日以内に新しい居住区の官憲に届けることなども義務づけられた。

ミンフオンに関する規定では、結婚証明の写し、夫婦のサインと省長の同意書、子供の出生証明、(若し夫に同伴しない場合は) 妻の同意書などの書類を揃えれば、ミンフオンの出国も認められた。⁽¹²⁾

② 幫の機能

1906年の総督令は、19世紀末から20世紀初頭にかけて東南アジア各地で激増していた中国人移民の流入に対する、ベトナムでのフランス植民地政府の方針を示すものとしても興味深い。この時期の中国人移民の急増の背景には、従来海禁令によって移民を棄民視し続けてきた清朝の政策転換がある。19世紀末の勢力失墜と財政窮乏に直面した清朝政府は、1894年以降には海外で活躍する華僑に本国への救援を求めた。その結果それまで暗黙の裡に行なわれていた海外移住は公然化し、急増したのである。⁽¹³⁾

ところで、英領マラヤ、シンガポールの華僑に関する社会史を研究した Yen Ching Huwangは、華僑社会の構造について次の様に述べている。彼らの社会生活にとって重要な支柱は、地方語を同じくする組織 dialect organization、宗族組織 clan organization、そして秘密結社の3つにある。中国人の子孫としての伝統意識、帰属感の中心は clan にあり、職業上のつながりや宗教行事を共にするのは同一方言を話す dialect group、労働力の支配と配分にかかわる機能を有するのは秘密結社である。一人の華僑はそれらの交錯する社会関係のなかで生きている。彼らは無数の小規模で様々な共同体を構成する。幫は、その複数グループの緩やかな連合体と考えられる。したがって幫の内部は様々に利害を異にするサブ・グループに分かれて緊張や紛争すら内包する。幫としてのまとまりは、メンバーの財と時間の犠牲のうえになりつつ人為的なものでしかない。⁽¹⁴⁾

ベトナムでは植民地政府と幫員の仲介者である幫長の権限は、そのためにも従来より拡大した。彼には幫の内部の行政と警察事務の職能が先述の通り付与されていた。幫長の政治参加は許されなかったが⁽¹⁵⁾ 集団の秩序を維持し、秘密結社の摘発を義務づけられ、収税を請負った。実は、この最後の点を取りわけ筆者は重視したい。フランス植民地政府にとって Congrégation である幫の最も重要な機能は、華僑に対する徴税システムであったと思うからだ。

華僑は阮朝時代と同様に徴兵、夫役は免除され、営業税および地租、人頭税が徴収された。しかし仏領期の人頭税の徴収こそはベトナム華僑の最大の不満の種

であった。

人頭税の問題は、ベトナムにおける華僑の法的地位と関連する。仏領期のベトナムにおける移民は、(1)白人（欧米人）、(2)アジアの外国人の2つの法的カテゴリーに分けられた。人頭税を課されるのは後者のみである。ベトナムの土着民には人頭税が課されたが、フランス-中国間に結ばれた天清条約（1885、6年）で最恵国待遇を与えられた華僑が、なぜ白人とは差別されて人頭税を徴収されるのか？

ベトナムの華僑は、フランス植民地政府による人頭税徴収の不满を清朝（後は中華民国政府）に訴えて撤廃を要求した⁽¹⁷⁾。しかし、中国側の要請に対して、フランスは威圧的態度でこれを拒否し続けた。フランス植民地政府は、ベトナムにおける華僑の外国人としての特権的地位（例えば「民族」の自治＝幫制度、および経済活動の認可）は十分に与えられているはずであると主張した⁽¹⁸⁾。

人頭税は19世紀の末からしばしば改訂され、急速に税率がアップされた。⁽¹⁹⁾ 人頭税に関する1907年1月12日の総督令によれば、18才以上の華僑男子に課せられる人頭税は、一律15ピアストルの基礎額に、所得の総額に応じて累進的に課せられる営業税もしくは、地租の金額をプラスした合計額となる。それがベトナム人より高かったことは言うまでもない。免除者は、女子、17才以下の男子、身体障害者、60才以上の老人。またフランス人の農園で雇用される労働者、すでに述べたように幫長も人頭税は免除された⁽²⁰⁾。

例えば同時代のタイでは、3年に1回の義務であった人頭税を1910年にシャム王朝が毎年の徴収に変更しようとしたのに反発して、バンコクの華僑が猛烈な拒否闘争を展開し、遂に断行不可能に陥った話は有名である⁽²¹⁾。しかし、アメリカ支配下のフィリピンでは、華僑の人頭税・入国税の負担は大きく、未成年者にもその両親に納税を義務付ける法令があった様である。植民地政府は中国人の入国を基本的にはこれによって阻止しようとした⁽²²⁾。ちなみに中国人の入国に寛容であった先のタイでも、1930年代には、タイ・ナショナリズムの勃興とともに、入国手数料・居住証書発給の費用などが高額に引き上げられ、入国禁止的作用をもたらしたとされる⁽²³⁾。ベトナムでの人頭税徴収の重い負担が、Iで見たような華僑人口

の増大を押えていた重要な要因であったことはほぼまちがいないであろう。

1935年のコーチシナにおけるアジア外国人（華僑）の人頭税納付額1,339,000ピアストルは、同年のコーチシナ地方予算の収入総額10,835,000ピアストルの12%（1936年のそれは13%）⁽²⁴⁾を占めた。また営業税と人頭税、さらに登録税も加えた華僑の納税総額に、出入国その他手数料収入⁽²⁵⁾も加えると、それはコーチシナ地方収入予算総額の四分の一から三分の一にも上った。再編した「幫」を自主的収税単位とするこの徴収制度は、植民地政庁にとって十分過ぎる機能を果たしていたのである。

【註3】

- 1) Inspection général du Travail de l'Indochine, *op.cit.*, pp. 2 - 4.
- 2) 藤原利一郎『東南アジア史の研究』法蔵館、1987年、p.272.
- 3) 同上、および満州鉄道東亜経済調査局『インドシナにおける華僑(南方資料叢書5)』青史社、1986年（同『仏領印度支那に於ける華僑』1939年出版の復刻版）〔以下満鉄『インドシナにおける～』と略〕、p. 8.
- 4) 藤原利一郎、前掲書、p.272.
- 5) 満鉄『インドシナにおける～』pp.17-8.
- 6) 菊池道樹「サイゴン開港の歴史的意義」『東南アジア 歴史と文化』No.17、1988年、p.15.
- 7) International Labour Office, *Labour Condition in Indo-China*. 1938, Genève (国際労働調査局(南洋経済研究所訳)『印度支那労働調査』栗田書店、1942年、p.303.
- 8) 李長傳『南洋華僑史』pp.111-2.
- 9) 満鉄『インドシナにおける～』p.20.
- 10) G.Levasseur, *La Situation juridique des Chinois en Indochine depuis les accords de Nankin*, 1939 (成田節男訳『仏印華僑の統治政策』東洋書館、1944年、p.138).
- 11) 以上は、Ernest Outrey, *Nouveau Recueil de Legislation Cantonale, et Communale Annamite de Cochinchine*, Saigon (1913) の Congrégion の項目を参照。また満鉄『インドシナにおける～』pp.86-111も参照。
- 12) E. Outrey, *op.cit.*, pp.327-8.
- 13) 永積昭、前掲論文、p.44、またPurcell, *op.cit.*, pp.440-1.
- 14) Yen Ching-hwang, *A Social History of the Chinese in Singapore and*

Malaya 1800-1911, Oxford U.P., 1986, pp.177-81.

- 15) ただ、チョロン市の予算の審議、市税に関する決議を行なう機関であった市会 *Conseil municipal* のメンバーとして、各「幫」が提出する名簿から、副総督が3名を指名した。市会はフランス人議員3名（サイゴン商業会議所の推薦する10名の候補者から副総督が指名する）、ベトナム人議員4名（選挙による）、中国人議員3名の10名をもって編成された（台湾総督官房調査課『仏領印度支那国情調査第1巻仏領印度支那統治要覧』1929年、pp.161.163を参照）。
- 16) 清仏戦争後、1885年6月9日に講和条約が、また1886年4月25日に通商条約が結ばれた。ベトナムに住む中国人は、従来通りの諸権利（幫の結成、居住、土地所有、経済活動、相続その他）をフランス保護民と同様保証され、最恵国待遇を与えられることが明記されていた。
- 17) 1926年頃、ベトナム華僑が本国政府に訴えた具体的な不満の要求内容は、以下に詳しい（南満州鉄道株式会社東亜経済調査局『華僑』1927年、pp.175-80）。また満鉄『インドシナにおける～』pp.114-7も参照。
- 18) Ky, *op.cit.*, Chapter 7.
- 19) *Inspection du Travail de l'Indochine* による前掲報告書付表の *Le droit d'immatriculation des asiatiques étrangers* の備考欄を追っていくと、1871年、1885年、1888年、1890年、1897年に次々に等級毎の税額がアップされたことが分かる。
- 20) 満鉄『インドシナにおける～』p.21.
- 21) 満鉄『タイ国における～』p.288. 南満州鉄道株式会社東亜経済調査局、前掲書、p.172.
- 22) 満鉄東亜経済局『フィリピンにおける華僑』青史社、1986年（同、『比律賓に於ける華僑』1939年出版の復刻版）、pp.44-54 参照。
- 23) 満鉄『タイ国～』pp.297-306, 328-9, 333.
- 24) 満鉄『インドシナにおける～』p.115.
- 25) 移民が下船のときに交付される滞在許可証（3ヶ月間有効）の手数料は2ピアストル50セント、出国許可の査証料は5ピアストル、帰国族券の発給には15ピアストルが必要であった。

Ⅲ 華僑経済の発展と限界

(1) 華僑の経済活動

① 幫毎の職業別区分

ベトナムの華僑社会には移住の初期から20世紀初頭まで、同一の方言を話す出身別の職業区分が顕著に見られたという。⁽¹⁾ 幫には、商売上の権益を独占し職業別の trade guild (業幫) を形成する傾向があった。幫は、構成員に同族・同郷というだけで、平等のメンバーシップを与えたが、しかしその反面、集団内部での信用を侵せば、幫内での厳しい制裁が待っていた。Ⅱで見たように、幫長はそのような者に対して合法的出国のためのビザ発給権のほか、国外追放権も握っていた。

ベトナムで認められた5幫のそれぞれの人口規模別推移を知る資料は見当たらず残念であるが、1938年では、最も多いのが広東系で48%、次いで潮州の20%、福建17%、客家9%、海南4%の順である。⁽²⁾ 次に各幫の特徴的職業領域を概観しておくことにしたい。⁽³⁾

華僑集団として古いのは、スワトーを拠点に移民を送り出した潮州系である。彼らは物の取引、運送、貿易、港湾労働に従事する傾向が強かった。例えば、1908年からサイゴンの潮州幫長をつとめた Truong Dieu (フランス国籍) は、20世紀初頭に創設された中華総商会の会頭として活躍した。彼はスワトーに店を構えるドイツ系2商社と契約を結んで、その商品をサイゴンの Soon Seng (フランス国籍の中国人が所有する商社で、イギリス船をチャーターしてサイゴン＝スワトー航路を握っていた人物) に運ばせ、儲けていた。またフランス商人ともサイゴン・スワトー間の電報で活発な商品取引を行った。⁽⁴⁾

最大多数派の広東系は、広東省北西、広西省南東部出身者で、各種職人や機械関係、河川輸送、チョロンやサイゴンの米店、チョロン近郊 Phu Lam の菜園業に就くものも多い。これら潮州系と広東系の多くは、ベトナム華僑の社会階層においては中間層を形成したとされる。より上層を占めるアモイを中心にした福

建系の出身者は、初めは金物類の取引や鉄屑運送業を占めていたが、のちには精米、貿易、金融、商業部門に大きな影響力を持った。例えば1930年代後半、コーチシナの有力幫長が組織する七府会の主席を勤めた張振帆は、福建系ベトナム生まれの中国人で、チョロンの福建幫長であった。彼は、チョロンに3つの大精米工場を所有し、資産額は300万ピアストル、フランス商業会議所の米穀公会会長の要職にあった。彼はアモイの中学校と、サイゴンのタベール中学校⁽⁵⁾を卒業した。

海南島出身者は、先の3グループと比べて移住の時期が遅れたため、都市での有利な部門への進出は難しく、コーチシナのハティエンやフーコックで胡椒栽培をしたり、漁業、食堂経営や家内使用人、ウェイター、料理人、工場や農園の労働者、行商人になった者が多い。同族意識が最も強烈だと評される客家は、海南グループより遅れて移住し、多くはベトナム北部の平地や中国国境近くで村落を形成し米作に従事した。また銀の細工職人、靴屋、床屋、仕立て屋、雑貨の行商、小貿易商となるケースもあった。⁽⁶⁾

しかし、こうした幫の職能機能は、Kyによれば、第二次世界大戦以前から華僑の2世の意識変化を背景に、薄れていった。⁽⁷⁾ 中国生まれの親の世代と違って、彼らは同一方言集団による同族的枠には制約されない行動様式を備えはじめたからである。また両大戦間期に移民が増加して幫の規模が膨張すると、幫長は幫員の社会・経済・政治的事象の全てを統制することができなくなった。Bartonは植民地経済の発展に伴う階層化や新しいビジネス・チャンスの拡大をもとめる様々な動きによって、旧来の幫や同族による職業的独占は弱まったと述べている。その例として、1903年に幫長らのリーダーシップの下で創設された中華総商會がやがて経済力をつけた者たちによって支配されるようになったことを掲げている。⁽⁸⁾

② 華僑の商業網

華僑の経済活動の地域的な特徴は、南部では商業、精米産業、都市部の生活関連業種、商品作物栽培などに集中したのに対して、ベトナム北部では商業部門への進出はベトナム商人に阻まれた。北部は、ホンゲイ、カムエン鉦山などに8000人以上、また雲南鉄道の建設に1800人以上の中国人労働者が雇用された他、⁽⁹⁾ 漁業、

陶業、またハイフォン近郊、フーレイ、ナムディンに若干の企業家が見られた程度である。中部の華僑は砂糖生産や沿岸漁業とその加工などに従事した。

しかし何といっても、ベトナム植民地における華僑勢力の貢献は南部におけるライス・ビジネスを中心とした商業ネットワークの形成にあった。20世紀初頭のメコン・デルタ西部の新田開発は、大運河の開設によって急速に進んだ。当時のベトナムは米の世界三大輸出地域の一つであって、1927-31年には年平均140万トンも輸出した。⁽¹⁰⁾ このライス・ビジネスこそは、華僑の圧倒的な活動領域であった。では、粳の買取から始まる華僑の商業網をやや図式的ではあるが、明らかにしたい。

(a) 直接買取人・・・ベトナム女性と結婚して村の小雑貨商を営む華僑が、村の市やタディエン（小作人）や中小地主から粳を買い集める。彼は多くの場合農村の高利貸して生活必需品の掛売を行ない、貸付の代金を粳でとりたてた。彼らの資金源は、とどのつまり、上級の華僑資本家やベトナム人大地主、⁽¹¹⁾ チェティ及びフランス資本である。

(b) 粳仲買人・・・直接買取人は最寄の粳集散地で、仲買人に粳を引き渡す。粳仲買人はチョロンの粳商から提供された資金を直接買取人に前貸ししている。彼らも同じく小商品の半卸売雑貨商を兼ねている。粳仲買人は、倉庫を所有し、粳取り引き量は1万ザー（400kl）からという。

(c) 粳商・・・粳の仲買人からの買付を組織するチョロンの粳商は約100人で、運送用の3000艘を越すジャンク船団を自由に操り、また米穀商公会を結成して団結している。彼らは副業として英領インドからジュートの米袋を輸入し利益を得ていた。

(d) 米商・・・粳商から集めた粳を脱穀、混合、荷造りするのは、米商だ。彼らは精米工場を経営し、その殆どがチョロンに集中する（1930年に、75存在）。米商は加工した米を米穀輸出商に引き渡す。米はサイゴンを経て輸出されるが、シンガポール、ホンコン、華南市場への輸出は、華僑の貿易商が独占していた。

華僑は米に限らず、ベトナム地方産の茶、綿花、砂糖、香料、絹なども彼らの

流通網に組み入れ、輸出に至らせた。一方、ベトナム各地にはりめぐらされたその取引網は、フランスないしは中国の貿易商が輸入した様々な外国商品をベトナム民衆に売りさばくための、いわば毛細血管のように華僑の卸問屋（15のランク計2,123軒に認可）・小売業者、行商人を組織していたのである。⁽¹²⁾

華僑社会は、Iで見たように、不断の移民の流出・流入によって常に新しい活力を補給された。彼らの多くは無資本から始まるが、小金がたまると商人に転身した。正に、「インドシナのために酵母のように生産を膨らまし、富を造るのは⁽¹³⁾」彼らの商業活動であったと述べても過言ではない。

(2) 華僑経済の危機

しかしフランス植民地支配下の華僑経済は、様々な問題も拘えていた。彼らの経済活動の拡大傾向は1920年代後半にはピークに達し、20年代末に生じた突然の信用危機とその直後に到来した世界恐慌の影響によって、かつての繁栄は遂に再現されなかった。⁽¹⁴⁾

華僑経済の停迷は、米の流通上の問題に起因した。先述の粳取引の商人達は、その資金を自らの内に有していたのではない。その主要な資金は、すでに触れた通り、大輸出業者や外国の諸銀行（インドシナ銀行他）が前貸しする慣習が出来上がっていた。Bartonは華僑の商売上の基本的仕組み、資金の調達システムを“Descended in cascade”——滝をおちた水が滝壺にたまりながらまた次の滝を下るように、町や村の商人に行き渡る資金の流れ——と解説している。⁽¹⁵⁾

20年代後半の好況期、米の国際価格の高騰を背景に、チョロンの華僑のなかには、在庫米を担保に銀行から借り入れを行なうと同時に輸出業者からも売買契約書を示して前借りし、投機行為に走る者達が増えた。そして、1929年末についに破産者が出た。そこで、輸出業者らは一致して米の売手への長期前払いを完全に停止した。そこには、彼らの目に余る投機行為への懲罰的意図があった。⁽¹⁶⁾

米価は1930年の上半期にはまだ高値が維持されたが、1930年7月から暴落した。ベトナム人が粳の放出を拒否したために、外国市場はビルマ米、タイ米に押えら

れた。1931年3月迄、サイゴン米を積んだ船は輸出先を失って港に戻される始末であった。その後、揚子江の氾濫の発生で米価は高騰した。しかし、資金供給の差し止めと激しい市場の変動に絶えられなかった華僑は一掃された。金融市場は1932年に正常化した⁽¹⁷⁾が、米の貿易、取引関係者に与えた影響は深刻であった。

こうした市場の激変期の傷跡は、例えば裁判所の宣告を受けた華僑の破産件数が、1928年から1931年にかけて240件にも増え、かつ1932年から規則的に低下しはじめ、1935年から一桁に落ち着いたことにも表われた。⁽¹⁸⁾

しかし、ベトナム華僑経済の成長を制限した今一つの問題は、華僑の商業資本が産業資本に発展するための十分な環境が、植民地支配下では望めなかったことにある。まず大戦後のフランス国内の不況に加えて、ロシア革命による資本の引上げを背景に、1920年代にはフランス民間資本のインドシナ植民地への流入が初めて本格化した。そのためフランス植民地権力は、経済制度の法的改正を通して本国資本を優遇し、次で述べるように華僑の産業資本家への成長を阻んだ。また、第一次世界大戦中から力をつけはじめた大土地所有を基礎とするベトナム人ブルジョワジーは、メコン・デルタにおける小規模脱穀工場の建設や都市部での産業投資を通して、成長しつつあった。

植民地政府による華僑経済への圧迫の事例を、いくつか挙げることにしよう。例えば植民地化される以前から華僑が手掛けつつあったベトナム北部の鉱山開発は、フランス会社法の適用によって資本の国籍や本社がフランス本国に存在しなければならないなどの制約により、フランス系会社がほぼ独占することとなった。また、1920年代半ばに実現するゴム農園開発のための赤土地帯における土地払い下げも、華僑には認可されなかった。⁽¹⁹⁾英領マラヤで発展を見た中国人のスモール・ホルダーは、サイゴン周辺の灰色土地帯に小規模に存在しえたに過ぎない。

さらに、華僑の醸造業も同様の経緯をたどった。1902年以降、インドシナでは従来農村に広く行なわれていた酒造りを植民地政府の統制下においた。その結果、当初は華僑経営の多数の酒精工場を生んだが、政府による厳重な許可制度の導入によって華僑の事業は没落し、ほぼフランス会社の独占となった。⁽²⁰⁾税法の圧迫を

受けて生産がストップした例として、チョロンの煙草工場も挙げられる。⁽²¹⁾

精米産業へのフランス資本の参入は、1921年頃から徐々に始まっていた。第一次世界大戦前には、チョロンの華僑が所有する大工場は日産500～12,000トンの精米能力をほぼ独占的に保持していた。戦後、ドイツ系の精米工場をフランス資本が買収して近代的大工場を建設したこと、またベトナム系小精米工場の割り込みが活発化して、チョロンの華僑の大工場経営は次第に規模の縮小を余儀なくされた。北部においてもフランス系大醸造工場が建設され、粳米を大量に消費したことによって、ハイフォンの華僑の精米工場も粳米供給を制限されて操業不可能に陥った。⁽²²⁾

【註4】

1) Barton, *op.cit.*, p.163.

2) 満鉄『インドシナにおける～』p.57 (出所は台湾総督府官房外務部『南洋華僑事情』1938年)。

3) 華僑の出身地別職業の特徴については、満鉄『インドシナにおける～』pp.56-7、および、Kyの博士論文第4章などを参照。

4) R.Soulange Teissier, "Le commerce du port de Swatow en 1915," *BEI* (1916), No.117, pp.111-2 および P. Crepin, "Les relations commerciales entre Swatow et la Cochinchine," *BEI* (1911), No.92, pp.874-5.

5) 満鉄『インドシナにおける～』p.205. タベール (Taber) 学校は、1874年にサイゴンに開設されたカトリック系の有名な私立小・中学校。フランス語コース (400人) と、フランス・ベトナム語コース (700人) があり、寄宿生が500人を占めた (Duong, Nhu Duc, *Education in Vietnam under the French Domination, 1862-1945*, unpublished dissertation paper, Southern Illinois University, 1978, p.131)。

6) これに加えて台湾、上海、ニンポーなどからの華僑は、茶や日本商品の貿易に関わっていた (Ky, *op.cit.*, p.81)。中越国境地帯から陸路で移住した中国系の人々、混血 (モンカイのヌン族) については、ここでは触れない。

7) Ky. *op.cit.*, pp.81-2.

8) Barton, *op.cit.*, pp.165-6.

9) 逸見重雄『仏領印度支那研究』日本評論社、1941年、p.88.

10) Paul Bernard, *Le Problème économique Indochinois*, Paris, 1934, p.305.

11) インド人高利貸し (チェティ) は19世紀末から、新田開発に積極的なベトナム人土

地所有者に融資していた。世界恐慌期に発覚したベトナム人のチェティに対する不動産抵当債務総額は恐るべき巨額のものであった（権上康男『フランス帝国主義とアジア——インドシナ銀行史研究』東大出版会、1985年、p.344の表6-13参照）。

- 12) Ky, *op.cit.*, Chapter 5.
- 13) 国際労働局編、前掲書、pp.304,308.
- 14) Ky, *op.cit.*, p.91.
- 15) Barton, *op.cit.*, pp.149,154.
- 16) Bernard, *op.cit.*, p.137.
- 17) *ibid.*, pp.137-8.
- 18) 満鉄『インドシナにおける～』pp.129～132参照。
- 19) 逸見重雄、前掲書、p.89.
- 20) 満鉄『インドシナにおける～』pp.151-2.
- 21) 同上。
- 22) 同上書、p.147.

むすびにかえて

以上、ベトナムにおけるフランス植民地期の対華僑政策を、統治と経済的側面の2つから明らかにしたが、最後に本論をいくつか補足しながら要約し、まとめにかえることにしたい。

ベトナム南部社会の経済開発は、先住民族と中国系ベトナム人、ベトナム人、中国人、インド人、フランス人などの多民族的状況のなかで進展したが、新田開発に米作農民としての強さを発揮するベトナム人と、農業の商業化を拡張する華僑が、その主たる担い手であった。華僑はフランスのコーチシナ領有初期から、酒・アヘン税その他の徴収を請負い、経済的仲介者としての地位を引き続き独占した。そしてベトナムの米をはじめとした地方産物を彼らの商業ネットワークに取り込み、また輸入商品の国内流通機構を形成して、フランス領コーチシナを海外市場に直結させた。華僑の町チョロンは、仏領コーチシナ経済のいわば心臓部であった。

他方、そのような南部に比べて、ベトナム北部は圧倒的にベトナム人の優位に

特徴づけられた社会であり、華僑の勢力浸透は阻まれた。北部の華僑社会は、ベトナム人の民衆からは隔離された敵対的な位置にある場合が多く、1930年代末に見たようなベトナム人による暴動、迫害事件を多く発生させた。

本論で明らかにしたように、全体としてフランス植民地政府は華僑社会の経済的力量を恐れつつ、コーチシナへの華僑の流入を抑制した。移民は、従来、同郷の移民者集団から成る相互扶助組織=Trade Guilds としての幫に依存したが、フランス植民地政府は1870年代から、阮朝時代の「幫制度」を踏襲して、これを中央集権化された植民地行政機構に再編することを通して華僑統治を行なった。それは1906年に、一応の法的完成を見た。「幫」は、フランス植民地政府が権力を付与した幫長を筆頭に集団自治を強制されながら、フランス官憲の監督を受けた。華僑は入国の際に出身地別に五つの「幫」—— 広東幫、潮州幫、福建幫、海南幫、客家幫に所属することが義務づけられて登録手続、各種証明書に必要な手数料を支払い、人頭税、営業税、地租を徴収された。ベトナム村落の社長（サチュオン）がそうであったように、収税は幫長の義務であった。移民のコーチシナへの流入は、19世紀末から世紀転換期にとりわけ男子移民の増加傾向を示したが、同時期の英領海峡植民地と比べるとその規模は十分の一程度に留まった。先の人頭税をはじめとする諸税の徴収、管理体制の強化が影響を与えたのだ。

ベトナムでは、潮州系が初期の移民としては有力であったが、最大規模の移民を受け入れた時期は、1920年代後半であった。家族移住者が急増し、また両大戦間期を通して、チョロンおよびサイゴンへの人口集中が進んだ。その結果、都市部の華僑社会は中国文化の保持、「幫」毎の初等学校建設など盛んになった。

その反面20世紀初頭以降、幫の職能組織は次第にかけを薄くしていた。経済活動の領域が拡大し、またベトナム生まれの華僑2世が増大するにつれて、幫の枠を越えた、各種の同業組合を地域的に統合する中華総商会の役割が、純経済的には強まったと考えられるのである。

20年代の都市部の活況は、ベトナム華僑経済の繁栄のピークとなった。フランス本国資本の流入とベトナム人ブルジョワジーの成長に挑戦をうけて、20年代末

から華僑の経済勢力は次第に衰退の兆しをみせた。1929年に発生した米の取引きをめぐる信用危機と世界恐慌の影響、フランス植民地政府の本国資本に対する保護政策が、直接の要因となった。それはコーチシナの華僑社会に大きな打撃を与え、1933年までの数年間はじめて移民の流入より帰国する人々が多くなった。

1930年代の後半に移出入数は日中戦争の影響で、再び増大した。華僑人口の最大多数派は広東系となったが、経済的な力を蓄えたのは、むしろ福建人であった。

さて、序で触れたように、ベトナムの華僑に対するフランス植民地政策の原則は結局、(1)人種的隔離 (2)民族的差別 (3)経済的利用に帰結したように思われる。

ベトナムに到着した移民は同郷の、同一方言別にくくられた幫に生活の一切を依存し、その約6割以上が都市に集住する出稼ぎ生活を送った。そこでは否応なく幫のコミュナリズムが温存される。本文では触れなかったが、同時にフランス植民地政府は、華僑社会の幫の枠組を越えて広がる祖国中国に対するナショナリズム運動が、ベトナム人の政治意識を刺激することを恐れていた。長い間の懸案事項であった中国領事館の設置がようやく1935年に実現したことにも、植民地政府の幫制度への執着が伺われる。幫制度は、ベトナム社会における中国人の人種的隔離はもとより、華僑の出身地別エスニッス・グループ間の隔離すら促進するものであった。

華僑の移民としての法的地位は、当初から明らかに白人移民とは民族的差別をうけ、人頭税が徴収された。その上、華僑資本は、植民地政府の民族差別的な本国資本の保護の立場から発展を制限された。人頭税額は、ベトナム人のそれと同額の基本額に、収入に応じて支払う営業税、地租と同額をプラスした金額であり、東南アジアの他の他域と比べても重税である。それは、同じアジア人であるにもかかわらず、経済力が優位にあり、送金に熱心な華僑に対し反感を募らせていたベトナム人をも満足させたにちがいない。

アヘンや酒などの間接税の徴収に始まって、コーチシナ農業の商業化および商品市場、貿易の拡大に華僑は重要な役割を果たした。しかも人口規模ではコーチシナのわずか3%を占める華僑が支払った人頭税、営業税、地租、入国時の登録

税、旅券、通行証などの手数料を合わせると、その総額は1930年代後半にはコーチシナ地方予算の四分の一ないし三分の一にも上っていた。フランス植民地政府は華僑を経済的に利用したばかりか、植民地経営上大いに彼らに依存していたと言えよう。

本稿は、フランスの華僑統治政策を考察の対象としており、華僑とベトナム人社会との関係には殆ど触れることができなかった。現地社会との同化の観点から見れば、とりわけミンフォンの国籍問題が重要である。最後にこの点に言及したい。

20世紀初頭に有力な社会的地位を得た中国人は、本論の事例に見たように、フランス国籍を取得し、フランス語を解した。しかし一般の華僑およびミンフォンは、1883年以降のコーチシナでは、むしろ法的には、中国人としての取り扱いを受けた。中国では1909年に初めて、周知の通り厳密な血統主義に基づく国籍法が制定された。それと同時に、国籍離脱の許可は中国政府の権限内に置かれた。したがってその後の華僑のフランスへの帰化の事例は、多くない様である。他方、ベトナムで制定された1933年の大統領令は、出生地主義に基づく法令であったため、1933年以降に出生した混血児ミンフォンについては、二重国籍問題が生じることとなった。

いずれにせよ、阮朝時代にはミンフォンは同化を奨励され、外国への移住は禁じられていたのに対して、フランス植民地政府は彼らの帰国を承認し、1933年出生以前の者には「ベトナム」国籍を与えなかった。それは明らかに、ミンフォンのベトナム社会への同化を促進する方向とは逆の姿勢だったのである。

Introduction

- I. Scale and Rhythm of The Chinese Immigration in Vietnam
 - (1) Chinese Immigration since the Late Nineteenth Century
 - (2) Distribution of the Chinese immigrants in Colonial Vietnam
- II. Political Reorganization of The “Bangs”
 - (1) The *Bang* System in the pre-colonial Vietnam
 - (2) The *Congrégation*, French-controlled *Bangs*
- III. Development and Vulnerability of the Chinese Economy
 - (1) Chinese Economic Activity in Vietnam
 - (2) Oppressive Economic Policy on Chinese Economy

Conclusion

In French Cochinchina (the southern Vietnam, being ruled as a direct colony), a capitalist market economy was growing especially as the rice production for export was developed in the Mekong Delta. Oversea Chinese monopolized the rice business and their economic power extended over the entire colonial economy, making them necessitous for the colonial management of French Cochinchina.

At first, the author describes the formation of the Chinese immigrant society from the late nineteenth-century to 1930's, analyzing the size, rhythm, and geographic distribution of the immigrants.

French colonial government decided to maintain “the Bangs system” that had established by Emperor Gia Long before the French rule, and reorganized the Bangs into the French centralized administrative system. Chinese immigrants were categorized officially in five Bangs, named as “congrégations” by the French, according to their province of origin and their dialect. The administration didn't rule individual Chinese but only the Bang to which the immigrants belonged. It is the chiefs of bangs known as “Bang truong” that adjudicated internal differences, collected taxes, controlled Chinese immigration, represented local interests, and

administered registration. Their power was great, and they became the official intermediaries between the government and the Bang people.

A strongly mercantile orientation characterized Chinese settlement in Vietnam. Their economic activities were found in almost all stages of trading, especially rice trading network. The author gives an analysis of the development and crisis in the Chinese economic activities in 1920's, in the face of influx of the French capitals, concluding that oppressive policies of the colonial government toward the Chinese to protect metropolitan capital caused the decline of the Chinese business.